

## 第7章 誘導施設

### 7.1 誘導施設の基本的な考え方

「第12版 都市計画運用指針」(国土交通省 令和5(2023)年12月)では、誘導施設の考え方として、以下の内容が示されています。

#### 7.1.1 基本的な考え方

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設<sup>※</sup>を設定するもので、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望まれます。また、都市機能誘導区域に必要な施設を設定することとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられます。

※ 都市機能増進施設：居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの

#### 7.1.2 想定される誘導施設

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下のような施設を定めることが想定されます。

表 7-1 誘導施設として定めることが想定される施設

施設種別	誘導施設(例)
高齢化の中で必要性の高まる施設	病院・診療所等の医療施設 老人デイサービスセンター等の社会福祉施設 小規模多機能型居宅介護事業所 地域包括支援センター等
子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	幼稚園や保育所等の子育て支援施設 小学校等の教育施設等
集客力がありまちの賑わいを生み出す施設	図書館、博物館等の文化施設 スーパーマーケット等の商業施設等
行政施設	行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等

出典:「第12版 都市計画運用指針」(国土交通省 令和5(2023)年12月)より作成

#### 7.1.3 留意事項

- 都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望まれます。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまふ恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。
- 誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望まれます。なお、例えば医療施設を誘導施設として定めようとするときは、医療計画の策定主体である都道府県の医療部局との調整が必要となるなど、都道府県と調整することが必要となる場合があることにも留意が必要です。

## 7.2 誘導施設設定の考え方

### 7.2.1 誘導施設選定の方針

誘導施設の選定にあたっては、以下の方針に基づき設定します。

#### ○住民要望の高い子育て環境の充実を図る施設

本町の年少人口は、近年は回復傾向あるとともに、転入者も 20～40 歳の子育て世代が中心です。また、住民アンケート調査からも、子育て世代は子育て環境の充実を求めている傾向にあります。

将来的に年少人口は減少することが予想されますが、今後、住宅都市として転入者の増加を見込むためにも、子育て環境の充実は重要となります。

そこで子育て環境の充実を図るための核となる施設を、都市機能誘導区域に維持・誘導することとします。

#### ○多様な世代のいきいきとした暮らしを支える施設

本町の老年人口は増加傾向にあり、将来的にもさらに増加することが予想されています。持続可能な都市づくりを図っていくためにも、このような高齢者を含む多様な世代が、社会活動や趣味活動を広く行えるような多機能型の拠点施設が今後重要となります。

そこで、多様な世代のいきいきとした暮らしを支える施設を、都市機能誘導区域に維持・誘導することとします。

#### ○島本町の更なる魅力向上を図る施設

本町の人口は、近年は増加傾向にありますが、JR 島本駅西地区の土地区画整理事業等の各種開発が一定程度終了すれば、将来的には減少することが予想されます。

人口の減少とともに、まちの活力が低下することの無いよう、今後も本町の魅力を高める施策が重要となることから、本町の更なる魅力向上を図る施設を、都市機能誘導区域に維持・誘導することとします。

## 7.2.2 誘導施設の設定にあたっての配慮事項

誘導施設の設定にあたっては、先の誘導施設選定の方針の他、以下に観点に配慮して設定します。

### ○現在の都市施設の分布状況を考慮した設定

本町の都市施設は、役場や図書館、病院等は中心市街地ゾーンに立地していますが、学校や子育て施設、診療所、介護施設、スーパーマーケット等は市街化区域全体に分散しています。

市街化区域全体に住宅地が立地する本町の都市構造を考えると、町の核となる都市施設は中心市街地ゾーンに集積することが望ましいと考えますが、日常生活に密着した都市施設は市街化区域に広く分散して配置することが望ましいと考えます。

そのため、一般のスーパーマーケットや診療所、老人デイサービス施設、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、集会所等の日常生活に密着した施設は分散して配置することとします。

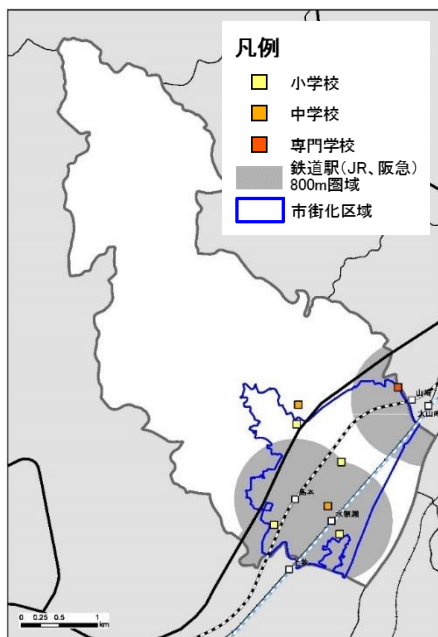


図 7-1 教育施設位置図(再掲)

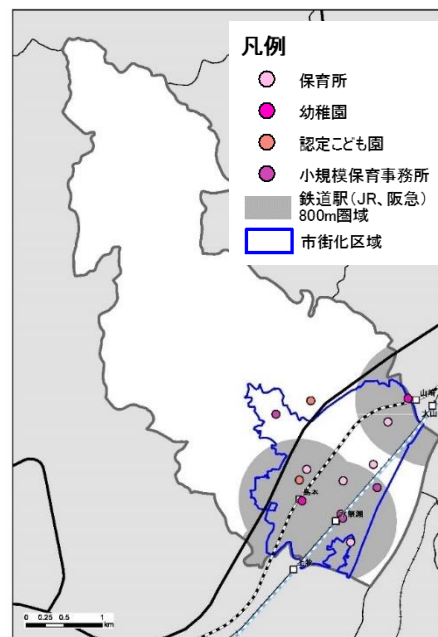


図 7-3 子育て施設位置図(再掲)

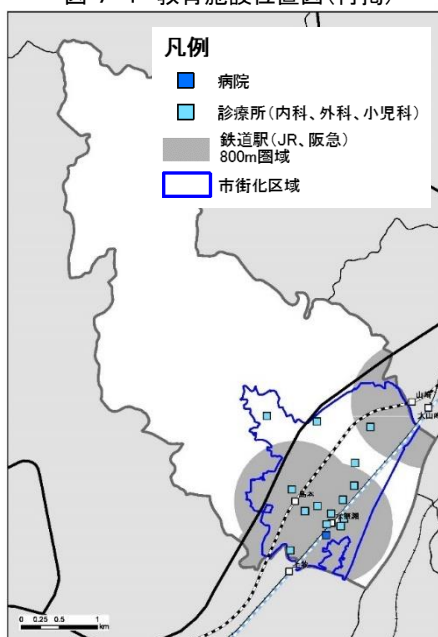


図 7-2 医療施設(内科、外科、小児科)位置図(再掲)

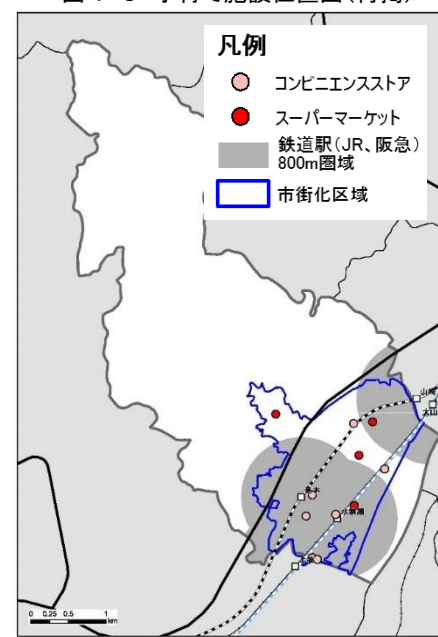


図 7-4 スーパーマーケット、コンビニエンスストア位置図(再掲)

### ○鉄道の利用による周辺市町との連携を考慮した設定

本町の都市規模や今後の人口減少を考えると、全ての都市機能を本町だけで備えることは都市の効率性の面からも必ずしも適切ではありません。

また、大阪府等が策定した「大阪のまちづくりグランドデザイン」(令和4(2022)年12月)では、交通ネットワークにより相互に連携する都市構造をめざすこととしており、周辺市町と連携した誘導施設の利用ネットワークが今後の都市構造を考える上で重要です。本町が位置する三島地域は、JRや阪急電鉄により周辺市町がつながっており、鉄道沿線を軸に都市機能が集積する構造を活かしつつ、拠点病院、大規模商業施設、文化ホール等の高次の都市機能については沿線の市町村間で分担・連携する「鉄道沿線まちづくり」に取り組むことが重要です。

現在の住民の生活行動においても、本町は高槻市等の周辺市町との日常的なつながりが強いことから、JRや阪急電鉄の利用を考慮した誘導施設の分担・連携を考慮した誘導施設の設定を行います。

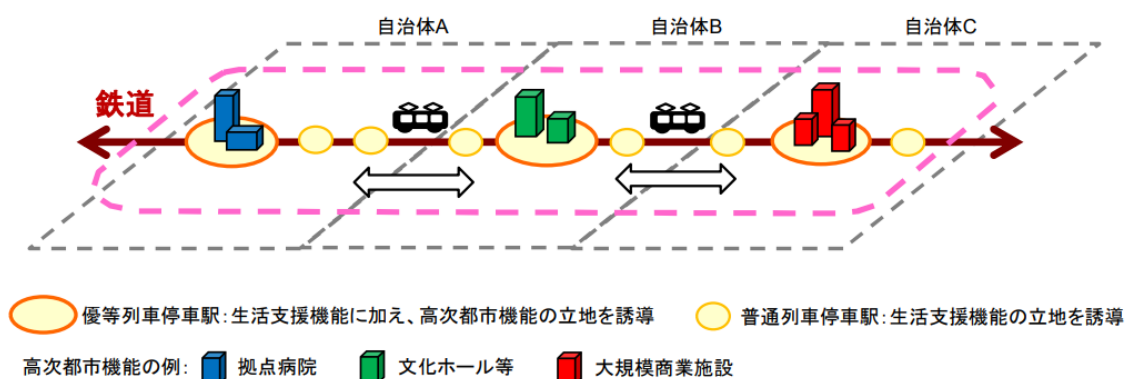


図 7-5 鉄道沿線まちづくりのイメージ

出典:「鉄道沿線まちづくりガイドライン(第一版)」(国土交通省 平成 27(2015)年 12 月)

表 7-2 三島地域自治体の誘導施設

	茨木市	高槻市	吹田市	摂津市 (策定中)
行政機能を有する施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>センター機能を有する施設や教育文化施設、多数の市民が利用する施設など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所</li> <li>保健センター</li> </ul>
子育て関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援総合センター</li> <li>こども健康センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所</li> <li>認定こども園</li> <li>地域型保育事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所・認定こども園</li> <li>児童館</li> <li>子育て支援施設</li> </ul>	
商業施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>百貨店</li> <li>総合スーパー</li> <li>スーパーマーケット</li> </ul>		
医療施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>三次救急医療機関</li> <li>特定機能病院</li> <li>地域医療支援病院</li> <li>先進医療施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定機能病院</li> <li>地域の中核病院</li> </ul>	
学校施設			<ul style="list-style-type: none"> <li>大学</li> </ul>	
文化等施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館</li> <li>ホール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンベンション機能を有する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館</li> <li>コミュニティセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化ホール</li> </ul>

※ 網掛けは、本町と連携をとることが想定される誘導施設

## 7.3 誘導施設の設定

以上の設定の考え方を踏まえ、誘導施設を以下の通り設定します。

表 7-3 誘導施設

機能種別	誘導施設	定義	既存施設
商業	大規模商業施設	大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（小売店舗面積：1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの）	民間商業施設
医療施設	病院	医療法に規定する病院	民間病院
子育て施設	子育て世代活動支援センター	乳幼児の一時預かり機能を有し、子育て世代の交流や地域住民が交流できる施設	—
教育・文化施設	図書館	図書館法に規定する図書館	町立図書館
交流施設	地域交流センター	多様な世代が利用できる社会活動や趣味活動への参加等の機会を提供する施設	ふれあいセンター
	テレワーク拠点施設	共同利用するワークスペース（オフィス）を中心に構成された会社や自宅以外の第3のワークスペース	—
行政施設	役場	地方自治法に規定する町役場	島本町役場